

事務連絡
令和3年3月9日

国立研究開発法人所管省庁担当課室長 殿

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
参事官（研究環境担当）

国立研究開発法人における特例随意契約について

「国立研究開発法人の調達に係る事務について（令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）」（参考）（以下、「大臣決定」という。）に関し、下記のとおりとしたので十分了知するとともに、大臣決定において示された国立研究開発法人特例随意契約（以下、「特例随契」という。）の運用にあたっては、下記の内容について十分に留意されたい。

記

（１） 大臣決定２（１）の措置及び（２）の条件について

大臣決定２（１）の措置及び（２）の条件は、その履行・遵守の状況を法人の内部監査等により計画的に点検し、かつ、その結果を契約監視委員会に報告し、了承を得ること。

（２） 大臣決定２（１）②の「契約担当の事務職員のみが、契約（発注）を行うこととしている。」について

事務職員による契約（発注）が原則であるが、少額随意契約に限っては、事務職員による最終的な契約の承認（決裁）をもって、事務職員による契約とみなすことができる。

少額随意契約で、事務職員が最終的な契約の承認（決裁）を行う方式を取る場合、承認（決裁）された内容の発注書を業者に送付する等の事務作業は研究者が行うことができる。

（３） 大臣決定２（１）③の「検収担当の事務職員が、検収を行うこととしている。」について

特例随契を含めたすべての契約について、検収を担当する事務職員が検収を行うことが必要である。

納入された研究機器の性能等を検査する観点から、事務職員と研究者が共同で検収することを妨げるものではない。

（４） 大臣決定２（１）④の「物品管理担当の事務職員が、換金性物品の保管状況を定期的かつ計画的に検査することとしている。」について

特例随契を含めたすべての契約において調達された換金性物品について、物品管理を担当する事務職員が保管状況の検査を行うことが必要である。

- (5) 大臣決定2(1)⑥の「上記①から⑤の措置を規程類で明文化し公表している。」及び同2(2)⑧の「上記①から⑦の条件を規程類で明文化し公表すること。」について

「規程類」とは、規範性を持つ決定文書のことを指し、単なる手引き書やマニュアルはこれに含まれない。

公表にあたっては、大臣決定2(1)の措置及び(2)の条件を満たすことが外部の者からも容易に分かるようにする必要がある。そのため、規程類全体ではなく、関連の規程類の該当条文が一覧できる形の解説資料を作成し、公表（ホームページによる公表）する方法でも差し支えない。

- (6) 大臣決定2(2)②の「公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施すること。」について

公開見積競争とは、法人のホームページ等により当該調達案件をその具体的な内容を含めて広く一般に周知し、見積りへの参加を募る方法を指しており、単に法人の事務所内で調達案件を閲覧に供する方法は、公開見積競争には該当しない。

見積り合わせの選択を可能とする場合は、見積り合わせを選択する際の基準をあらかじめ法人の規程類で定め、その規定の方法や内容について、契約監視委員会の了承を得ること。

なお、公開見積競争は、調達の透明性の確保も主たる目的としているため、単に見積り参加業者が複数見込まれることを理由とした見積り合わせの選択は適切でない。

公開見積競争における公告期間は、契約案件を不特定多数の業者に周知し、業者が参加準備をするために必要な期間が確保されたものでなければならず、法人はこれらの観点も踏まえて検討し、法人として周知や参加準備に支障がないと判断する公告期間を設定すること。

- (7) 大臣決定2(2)③の「公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施すること。」について

価格交渉を行う際は以下の点に留意すること。

- 本見積は、業者からの当該見積額による契約の申込みと位置付けられるため、本見積に対して価格交渉を行うことは、参加者が一者か複数者かに関わらず原則として不適切である。ただし、当該見積額が予定価格を上回った場合には、再見積を取得し得る。
- 複数者が参加している場合の参考見積※に対する価格交渉については、意図しなくとも結果的に特定業者の見積りを有利な方向に誘導する恣意的な交渉が行われ、公正さを損なう危険性があるため、基本的には避けることが適当である。

法人の責任・判断で複数者と参考見積に対して価格交渉を行う場合には、公正性・透明性を確保するため、価格交渉の方法について規程類を整備するとともに、事後の公開・検証に備えて、交渉過程を記録しておくことが求められる。

※ 本見積の前に、主に予定価格作成の参考とするために当該調達への参加意思を有する業者から徴する仮の見積

(8) 大臣決定2(2)④の「研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約」について

「研究開発に直接関係する」とは、研究開発の実施にあたり実際に利用又は活用されるものであることを指す。法人が特例随契を運用するにあたり「研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約」にあたらず非該当となる具体例を以下に示す。その他、個別具体の対象については、契約監視委員会等において適宜確認されたい。なお、下記の具体例は、特例随契の運用状況を踏まえ、適宜更新する。

○ 製造の請負、財産の買入、物件の借入

- ・ 法人が所有する車両（理事長車など）
- ・ 什器類（打合せ用テーブルなど）
- ・ 事務用のパソコン等電子機器
- ・ 事務用のコピー機
- ・ コピー用紙
- ・ 福利厚生関連物品
- ・ 広報関係制作物 など

○ 役務の提供

- ・ 建物清掃
- ・ 巡回警備
- ・ 事務棟の保守作業
- ・ 健康診断業務
- ・ 事務補助の派遣業務
- ・ 広報関連委託業務
- ・ 会計監査業務 など

(9) 大臣決定2(2)⑤の「事前承認」について

「事前承認」として、契約監視委員会が包括的承認を行うことも可能である。包括的承認とは、以下の手続きを指す。

- 法人が特例随契を導入する際には、大臣決定2(1)①から⑤の措置及び(2)①から⑦の条件並びに見積り合わせを選択する際の基準に係る規定方法及び内容について、契約監視委員会の承認を得る。
- 特例随契の導入後は、特例随契を実施してよい旨の契約監視委員会の承認を毎年度得る。この承認は、事後確認の結果を踏まえて行うこととし、改善事項が指摘されている場合は、当該改善が実施されることを前提とする。

なお、具体的には年度の最後に行われる契約監視委員会で、翌年度分の承認を行うことが考えられる。

(10) 大臣決定 2 (2) ⑤の「事後確認」について

事後確認に関しては、契約監視委員会が以下の役割を果たすこと。

- 特例随契の個々の案件について、以下の観点から点検を行い、必要に応じて改善策等に係る意見を述べる。点検対象を抽出する場合は、恣意的な抽出が行われないよう、あらかじめ抽出方法を委員会で決定しておくこと。
 - ・大臣決定 2 (1) ①から⑤の措置及び (2) ①から⑦の条件並びに見積り合わせを選択する際の基準が法人の規程類に則って運用されているか。
 - ・一者見積の契約（特に、同種類類似案件の契約が特定の業者と連続して結ばれている場合）について、一者見積となった原因は何か、参加業者の拡大ができないか。
- 法人の内部監査等による点検結果について審議し、必要に応じてその内容や事後処理（問題事例の再発防止策等）等に係る意見を述べる。

上記の事後確認の内容（配付資料、議事概要等）や結果については、法人のホームページで公表すること。

(11) 大臣決定 2 (2) ⑥の「契約概要を別紙様式により公表すること。」について

競争性及び透明性確保の観点から、別紙様式には、第三者が具体的な調達内容を把握できるように記載すること。具体的な調達内容を様式に記載することが困難な場合は、様式による公表に加えて、公告時の資料（仕様書）を参照可能にする等の対応を取ること。公告時の資料を参照可能とする方法を取る際、当該資料の掲載期間は、一定期間（例えば1年間）に限ることとして差し支えない。

(12) 大臣決定 2 (2) ⑦の「自己評価書に記載」について

当該記載内容は、必ずしも定量的な記載を求めるものではないが、特例随契の導入の効果が具体的に分かるような記載とすること。

(13) 別表について

当然ながら、本来大口の調達をことさらに小口に分割して、1件当たりの予定価格を別表記載の額の範囲に収めることは許容されない。

○本件担当

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
参事官（研究環境担当）付 持永、天谷、志田
電話：03-6257-1152

国立研究開発法人の調達に係る事務について

参考

令和3年2月26日
内閣総理大臣
総務大臣
決定

1 「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成28年6月28日閣議決定）に基づき特定国立研究開発法人を対象として特例随意契約制度を導入したところであるが、その導入状況を踏まえ、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、国立研究開発法人（以下「国研法人」という。）の調達に関し、「研究開発成果の早期発現及び向上のため、調達に係る公正性確保のためのガバナンスが法人により着実に構築及び実施されることを前提に、既に制度を利用している法人に係る上限額の引き上げや適用法人の拡大等を行う。」と規定されたことから、国研法人の調達に係る事務を、以下のとおり決定する。

2 国研法人において研究資金の不正使用が生じないようにするために、当該法人の業務に関して下記(1)のガバナンス強化等の措置が講ぜられている場合、国研法人のうち、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）及び総務省行政管理局長が別に定めるものについては、国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随契」という。）として、下記(2)を条件に別表に掲げる予定価格の額の範囲で随意契約を行うことができることとする（注1）。

なお、下記(1)の措置を講ずる際には、ICTの活用などによる事務職員の負担軽減に配慮するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する調達等合理化計画の「調達に関するガバナンスの徹底」において、ガバナンス強化等の措置の具体的内容を記載することとする。また、当該記載に際しては、契約監視委員会の点検を受けるとともに、同計画の改定後は、主務大臣に報告することとする。

(1) 研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置

- ① 全ての研究者及び事務職員に、定期的かつ計画的な不正使用防止のための研修の受講を義務付けている。
- ② 契約担当の事務職員（注2）が、契約（発注）を行うこととしている。
- ③ 検収担当の事務職員（注2）が、検収を行うこととしている。
- ④ 物品管理担当の事務職員（注2）が、換金性物品の保管状況を定期的かつ計画的に検査することとしている。
- ⑤ 契約業者から不正をしないことの誓約書を受領することとしている。
- ⑥ 上記①から⑤の措置を規程類で明文化し公表している。

(2) 特例随契を適用するための条件

- ① 特例随契は、関係法人（注3）以外との契約であること。
- ② 特例随契は、公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施すること。
- ③ 特例随契は、公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施すること。
- ④ 特例随契は、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であること。
- ⑤ 特例随契は、契約監視委員会等が事前承認及び事後確認すること。
- ⑥ 特例随契は、契約概要を別紙様式により公表すること。
- ⑦ 特例随契を導入したことによる効果（注4）を、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載すること。
- ⑧ 上記①から⑦の条件を規程類で明文化し公表すること。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、必要と認められる間、国研法人における本決定に基づく特例随契の実施状況について、確認を行うこととする。

4 本決定は、令和3年4月1日付けの契約から適用する。

「特定国立研究開発法人の調達に係る事務について」（平成29年3月10日内閣総理大臣及び総務大臣決定）は、令和3年3月31日をもって廃止する。廃止までの間、同決定に基づいて行われた特定国立研究開発法人特例随意契約については、本決定に基づく特例随契とみなす。

（注1）特例随契は、少額随意契約とは別の競争性のある随意契約方式であり、本決定は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、国と同一にすることとされた少額随意契約の基準額を変更するものではない。

（注2）契約担当の事務職員、検収担当の事務職員及び物品管理担当の事務職員とは、国研法人の規程類で、それぞれ、契約、検収、物品管理に関する事務を所掌するとされている部署の職員をいう。なお、いずれも上記2(1)①の研修を受講済であることを要する。

（注3）関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占め

ている。

(注4) 研究開発成果の早期発現及び向上の状況、関係法人との契約からの移行状況、公開見積競争又は価格交渉による費用削減状況などについて、アンケート調査結果や事例などを用いて記載。

別 表

	製造の請負	財産の買入	物件の借入	役務の提供
イ 別に定める国研法人（ロに属するものを除く。）	500 万円以下	500 万円以下	500 万円以下	500 万円以下
ロ 別に定める国研法人のうち、ロに属する法人として特に定めるもの	1000 万円以下	1000 万円以下	1000 万円以下	1000 万円以下

(注) 物件の借入欄の額は、予定賃借料の年額又は総額

国立研究開発法人特例随意契約に係る情報の公表

(法人名:)

(単位:円)

名称及び数量	契約担当職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	予定価格 (a)	契約金額 (b)	落札率 (b/a)	公開見積競争又は見積り合わせの参加者数	備考
総計								

注1) 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. に準じて記載及び公表すること。
ただし、「総計」欄については、各年度末時点の状況を翌年度6月末までに記載及び公表すること。

注2) 「総計」欄は、個別契約ごとの当初提示価格や予定価格などを非公表としている場合でも、個別契約ごとの情報が推定されるなどの特段の事情がない限りは、原則記載すること。
注3) 競争性及び透明性確保の観点から、第三者が具体的な調達内容を把握できるように記載すること。具体的な調達内容を記載することが困難な場合は、本表による公表に加えて、公告時の資料(仕様書)を参照可能にする等の対応を取ること。

「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）（抜粋）

第二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項

(4) 調達の内り方

特定法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。このため、研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等を前提として、政府は、円滑な研究開発等の推進の阻害、仕様の公開に伴う最先端の機微な知見・技術情報の流出等が発生することがないよう取り組む。その際、研究開発に直接関係する物品・役務の調達に限り、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式を導入することとする。

第三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化

(2) 研究者が研究開発等の実施に注力するための体制

研究者、特に若手研究者の、研究上の定型作業、施設・設備の維持管理、各種申請、報告、評価、調達等の業務に係る負担を軽減し研究に専念することができる環境を確保することの重要性に鑑み、例えば、次に掲げる取組を通じ体制を整える。

- 研究支援者、リサーチアドミニストレーター、事務補佐員等の研究者を支えるための体制の見直し
- 研究開発成果の普及・活用の一層の促進のための戦略的な知的財産の管理、効果的な活用のための専門人材の適切な配置
- 調達における発注作業等の研究者以外の事務職員への集中化

3. 適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実

研究開発に係る不正（研究開発活動における不正行為、研究開発費の不正受給・使用）は、研究開発活動に対する信認を失墜させ、科学技術の健全な発展を阻害するものである。総合科学技術・イノベーション会議において、平成26年9月に決定した「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」の中で改めて研究不正に取り組むための基本的な考え方・視点を示し、関係大臣に対して意見具申を実施していることも踏まえた上で、特定法人は、国民の負託を受けて信頼ある研究開発を実施していくために、国、科学コミュニティの指針、各特定法人の使命、業務内容等を踏まえ、各々適切な法令遵守・リスク管理体制を適切に構築し、その実施状況について適切な方法により社会に発信する。特に、第二2(4)で導入することとした新たな随意契約方式の運用を開始する際には、研究開発費の不正使用防止のために、調達における発注作業等を研究者以外の事務職員に集中化することなどについて取り組む。

「統合イノベーション戦略 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抜粋）

第III部 各論

第 2 章 知の創造

(1) 価値創造の源泉となる研究力の強化（若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等）

② 目標達成に向けた施策・対応策

<研究力強化・若手研究者支援>

《調達制度の改善》

- 「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（2016年6月閣議決定）に基づき特定国立研究開発法人を対象として導入された特例随意契約制度について、研究開発成果の早期発現及び向上のため、調達に係る公正性確保のためのガバナンスが法人により着実に構築及び実施されることを前提に、既に制度を利用している法人に係る上限額の引き上げや適用法人の拡大等を行う。 【内閣官房、科技、総、文、厚、農、経、国、環】

※下線は付記したもの。